

寄稿

2 児童虐待防止への取り組み



相愛大学名誉教授
元和歌山信愛大学わかやま子ども学
総合研究センター長

桑原 義登

1. 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条の要約）

虐待を行う者については親権を行う者だけでなく、児童を現に監護する児童養護施設等の職員や里親なども含まれることや、18歳未満までを児童虐待対象とし、児童虐待を次の4種類に分類しています。

- ① 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- ③ ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、家庭における配偶者に対する暴力（DV）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 児童虐待による子どもへの影響

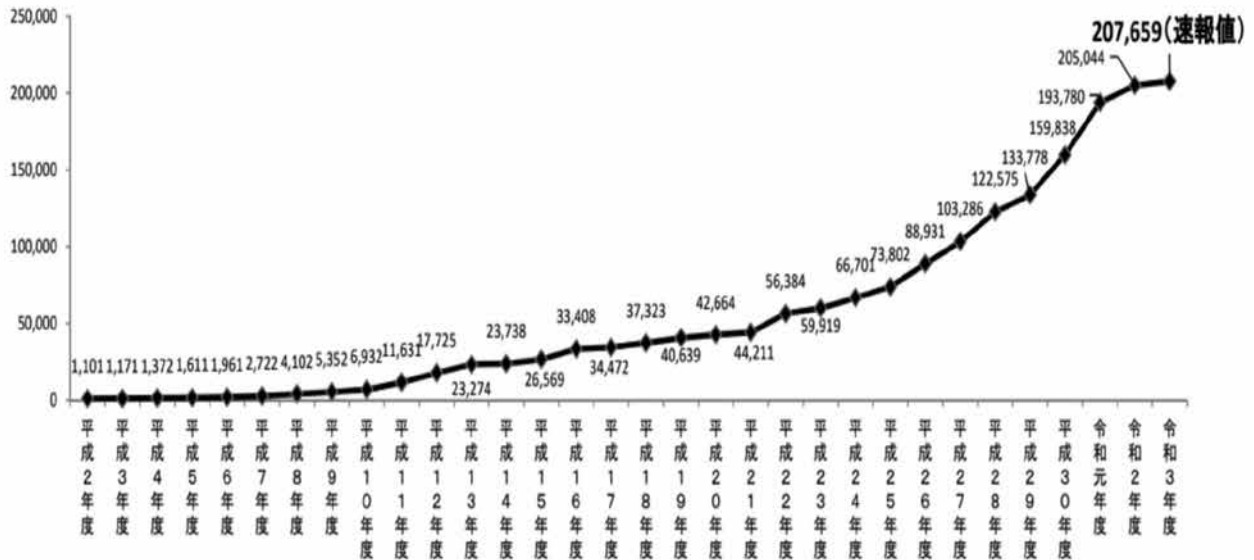
身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待などにおける加害行為（Abuse）は身体や生命に危険を及ぼすとともに重大な心の傷（トラウマ）となり、後の人生に大きく影響を及ぼす場合が多いのです。

ネグレクトは乳幼児期に養育者との関係で愛着が形成できずに、自分も他人も信じられなくなるという人格形成の問題や社会生活に必要な行動の仕方を養育者から学んでいないために生じる社会適応面での課題が生じています。

児童虐待は人格形成に大きな問題を与えるだけでなく、身体的成長の著しい低下や脳機能上の障害や知能にも障害を与えることもわかってきています。

また、虐待された子どもが非行などの問題行動、社会に出て子どもを指導する立場での体罰行為、及び家庭でのDVや虐待の連鎖を起

図1. 児童虐待相談対応件数の推移（厚生労働省）



こしやすい問題にもつながっています。

これらのことを考えると、なんとしても虐待防止に力を注いでいかねばならない課題であります。

(3) しつけのための体罰禁止

令和2年度からしつけのための体罰が法律で禁止されるようになりました。厚生労働省の「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」による体罰や子どもの心を傷つける不適切な行為（虐待）として、次のような例をあげていますので紹介しておきます。

- ・口で3回注意したが言うことを聞かないので頬をたたいた
- ・大切な物にいたずらをしたので長時間、正座させた
- ・友達を殴りけがをさせたので、子どもをなぐった
- ・他人の物を盗んだので、罰として尻をたたいた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった
- ・冗談のつもりで「おまえなんか生まれてこなければ良かった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- ・やる気を出させるために、きょうだいを引き合いに出してダメ出しや無視をした

2. 児童虐待の実態

(1) 児童相談所相談対応件数の推移

全国児童相談所での児童虐待相談対応件数は図1の通りであり、統計を取り始めた平成2年度の1,101件に比して令和3年度は200倍という驚くべき増加を示しています。和歌山県も平成2年度は18件でしたが、令和3年度に1,792件となっています。

令和2年度から施行になったしつけのための体罰禁止により、もっと件数が増えるものと考えていましたが、最近の伸び率の低下が見られます。これはコロナ感染防止による登校停止などにより、学校等からの通告が減少したと思われる。

(2) 児童虐待種別の変化

令和2年当初の児童虐待種別のほとんどは身体的虐待であったのが、自動車内への放置や餓死事件等の影響もありネグレクトが増加していました。また、現在は両親のDVを中心とした心理的虐待が50%を占めるようになっていきます。

(3) 相談経路

令和3年度の和歌山県の統計（N1792）での相談経路の主なものは、①警察607 ②市町村300 ③近隣・知人224 ④都道府県・政令指定都市208 ⑤学校等136 ⑥家族182 ⑦

医療機関・保健所28 ⑧親戚27 ⑨児童福祉施設22 ⑩児童本人15であり、警察からの通告が3分の1以上を占め、そのほとんどがDVによる心理的虐待です。

(4) 死亡事例の年齢

虐待による死亡例は乳幼児ほど高い状況にあることに注意が必要と考えます。令和2年度中における児童虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した77人の子どもの年齢について、「0歳」が32人(65.3%)で最も多く、3歳未満は35人(71.4%)と7割を超える状況でありました。

(5) 虐待している者

令和3年度の和歌山県における虐待者の割合は、①実母50.1% ②実父37.8% ③実父以外の父4.2% ④実母以外の母0.1% ⑤その他7.8%となっています。実母の割合が高いのは家事・育児が母親に委ねられていることが背景にあると思いますが、最近ではDVの関連で父親の虐待が増えています。また、継父による酷い虐待が増加しているのも気になることです。

3. 児童虐待件数増加の背景

(1) 最近の社会情勢の変化

① 科学の発展とこころの問題

科学が発展して便利な世の中になっていくと、家庭や地域で協力し合って成し遂げることが少なくなり、心を遣い合うことが少なくなる中で、ストレス耐性が低くなってきています。その結果、対人関係のストレスを主とする不登校、いじめなどの子どもの問題の増加や親となって養育上の課題に直面して虐待につながる可能性が高まっている傾向にあります。

② 少子化による影響

少子化により、子どもへの過剰な期待や干渉が多くなり、期待する子ども像と現実の子ども像との乖離が虐待につながることもあります。

③ 核家族化による影響

初めての子育てで相談する人がなく、心配しすぎや不安から神経質的な養育となり、こどもの行動を制約している場合があります。

④ 母親の就労機会の増加

両親ともに働きに行くことが多くなり、家庭で迎えてくれる人がいないだけでなく、仕事のストレスが持ち込まれて叱られることが多いようです。また、今までは父親が社会的な情報からの規制を家庭に持ち込んでいましたが、母親も社会参加により父性的な規制を発揮し始めたような気がします。そのために子どもの心理的安定につながる受容的な母性的機能が乏しくなっているように見受けられます。

(2) 児童虐待への認識の広がり

児童虐待防止への取り組みは親の立場が優先していた社会から、子どもの立場に立って考える社会づくりへの転換であります。虐待と言えば身体的虐待を意識していましたがネグレクトや心理的虐待に関心が高まるなど認識の広がりを見せています。今後、潜在している性的虐待にも関心が高まっていく必要があると考えます。しつけのための体罰が法律で禁止されたのも子どもの健全な成長への願いであり、今後もこのような広がりにより児童虐待相談対応件数が増えていくものと考えます。

4. 養育支援体制の整備

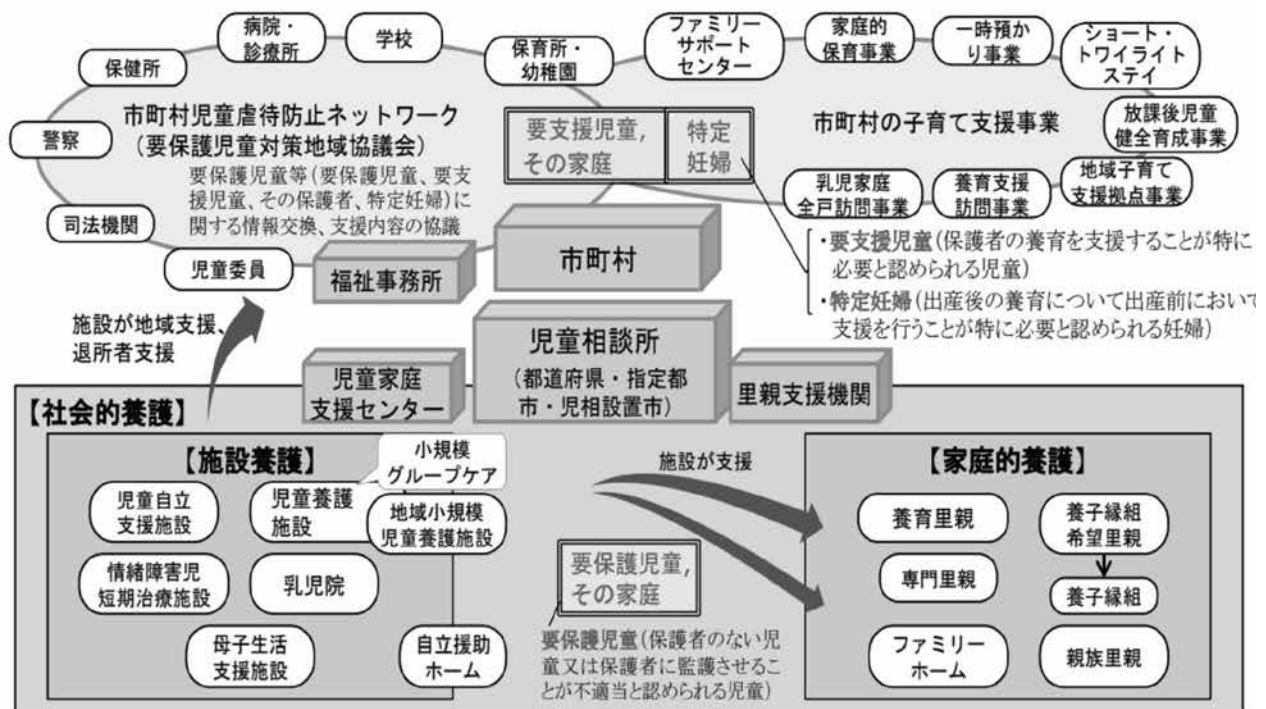
養育支援体制は図2の通りであり、市町村と児童相談所の連携が重要になります。

(1) 家庭への子育て支援施策の充実

児童虐待防止のためには、保育所や市町村が担っているファミリーサポートセンターなどの子ども・子育て支援事業の充実が期待されています。相談対応機関として地域の関係機関の協力に対応する「要保護児童対策地域協議会」と妊産婦から18歳に至るまでの経過を追った指導を行う保健師等による「子育て世代包括支援センター」があります。

子育て施策を一元化するこども家庭庁の考えから、市町村においてもこれらの機関が総

図2. 家庭支援施策と社会的養護施策
(児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会)



合的な受け皿となったこども家庭センターの設置を検討中であります。

(2) 家庭から離れた子どもへの養育支援（社会的養護）

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを社会的養護と言います。社会的養護の受け皿として児童養護施設などの施設養護と里親による家庭養護があり、社会的養護の対応は児童相談所が担っています。

家庭から離れた子どもの居場所として里親による家庭養護が優先されていますが、日本では里親登録数が極めて少ない状況にあります。施設養護もできるだけ家庭的な養育環境になることを目指して小規模のユニット型等に移行しています。

5. 死亡事例の検証から学ぶこと

和歌山県で起こった児童虐待による2つの死亡事例に関わって学んだ主なことを述べておきます。

平成27年の2歳男児の事例では連携の在り方の問題が大きかったと思います。連携とは同じことをするのが連携ではなく、異なる専門的な役割があるから連携が成り立つのだと考えていますが、この事例では一つの機関に任せてしまっている問題がありました。関係機関が輻輳的に関わりながらそれぞれの役割分担を図っていくことの重要性を学びました。

令和3年度の16歳女児の死亡事例では、不登校などの気になる行動の原因や背景についてきちんと確認して丁寧に取り組んでいくことの重要性や、気になる事例については関係機関で途切れることなく経過を追って継続的にフォローしていくことの重要性を学びました。

いずれのケースも児童虐待に対する関係機関の認識の甘さがあったように思います。児

児童虐待は特別なものではなく誰にでもどこにでも起こりうるものであるという認識が重要であると思います。この認識の下に関係機関が連携しながらできるだけの支援を展開していく必要があることを痛感しています。

6. 包括的支援施策の必要性

桑原（2015）は和歌山県における被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査で、施設入所等措置児童の主な背景には、①経済的不安・貧困理由（25.7%）、②不安定な夫婦・家族関係（21.2%）、③病気や精神的に不安定な保護者（18.6%）、④発達障害等子ども自身の育てにくさ（11.5%）が上位にあることを報告しています。

一方で、文部科学省の調査からいじめ、不登校、暴力行為等の問題が急増している傾向にあります。これらの問題は不適切な養育による結果である場合が多く、児童虐待の増加との関連性は高いと考えています。従ってそれぞれの対策を別々に行うのではなく関連性を確認しながら包括的な施策を検討していく必要があると考えます。